

正当な理由として考えられる理由(例)

- ① 就労選択支援事業者の通常の事業の実施地域に就労移行支援等がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合

(例) 就労移行支援事業所として4事業所、就労継続支援A型事業所として10事業所が所在する地域の場合は、就労移行支援事業について移行率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、就労継続支援A型について80%を超えた場合には減算が適用される。

(例) 就労移行支援事業所として4事業所、就労継続支援A型事業所として4事業所が所在する地域の場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援A型事業所それぞれについて移行率最高法人を位置づけた割合が80%を超えた場合でも減算は適用されない。

- ② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算を受けている場合

- ③ 判定期間においてアセスメントを終了した利用者のうち、それぞれのサービスにつながった件数が5件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

(例) 判定期間において、就労移行支援が位置付けられた計画件数が合計5件、就労継続支援A型が位置付けられた計画件数が合計10件の場合は、就労移行支援について移行率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、就労継続支援A型について80%を超えた場合には減算が適用される。

- ④ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合

(例) 就労選択支援事業者が、利用者から質が高いことを理由に当該事業所を利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、支給決定権者に当該利用者のアセスメント結果を提出した上で支援内容についての意見・助言を受けている場合。

- ⑤ その他正当な理由と指定権者が認めた場合